

第18回 不法行為：賠償額の調整（大村238～239頁＋259頁以下）

2006/12/8

松岡 久和

【損益相殺】

Q18-01 A（50歳）の運転する自動車が酒酔い運転で暴走したYの自動車と衝突して、Aが死亡した。Aの遺族Xは、生命保険金3000万円、自動車損害保険200万円、死亡退職金2500万円を受領した。Aが60歳定年まで勤務した場合の給与収入総額は8000万円、退職金は4000万円と推計される。Xは、Yにどれだけの損害賠償を請求できるか。

1 損益相殺の趣旨

- ・損害の公平な配分・被害者の過大な利得（重複填補）の防止

2 控除される利益と控除されない利益

(1) 控除される利益

- ・生活費、遺族年金、労災保険金、厚生年金保険金、損害保険金（→商662条1項の**保険者代位**）等

判例 138（未確定遺族年金不控除判決）

- ・一時金払いの逸失利益からの**中間利息**の控除

判例 125（ホフマン式）、126（養育費不控除判決－ライブニッツ式）

中間利息の控除方式

①単式ホフマン方式

$$X = A / (1 + n r)$$

②複式ホフマン方式

$$X = a \times \sum_{k=1}^n (1 / (1 + k r))$$

③ライブニッツ式

$$X = \sum_{k=1}^n A_k / (1 + r)^k$$

X：現在価格、A：全収入（各年の収入が均等ならa、昇級等があればA₁～_n）、
n：期間（年）、r：年利

詳しい解説として、

<http://www.nomolog.nagoya-u.ac.jp/~kagayama/civ/torts/kotujiko/hanrei100sen.html>

を参照（加賀山茂教授の旧HP）

<http://www5d.biglobe.ne.jp/~Jus/IssituRieki/IssituKeisan.html>で実際に計算ができます。

余談 現今の低金利時代では法定利率による中間利息控除は被害者に過酷

しかし、最判平成17年6月14日判時1901号23頁は、法定利率によることを肯定

(2) 控除されない利益

- ・香典、養育費、生命保険金、定額搭乗者傷害保険金等

判例 126（養育費不控除判決）

【過失相殺】

Q18-02 X（5歳の幼稚園児）は、通園途中で保母Aが目を離したときに道路に飛び出て、前方不注意のYの自動車に轢かれ大怪我をし、治療費等に200万円を要した。YはXからの請求（Xの両親が代理して権利行使）に対して、X自身やAの過失を理由に損害賠償額の減額を主張することができるか。

1 過失相殺の意義と機能

- ・損害の公平な分担
- ・裁量的な賠償額調整 **参考** 交通事故の場合の「相場」（大村261頁の第1表）

2 損害賠償額減額の根拠

- ・部分的因果関係説、公平説、違法性衡量説、加害行為違法性減少説等々

3 被害者の責任能力の要否

- ・責任能力必要説←709条の「過失」と同等。責任能力は過失の論理的前提
↓
- ・事理弁識能力必要説
判例 132＝百90（8歳児2人乗り事件）
- ・能力不要説←加害行為の違法性減少

4 被害者以外の過失の考慮の可否

- ・加害者「側」の理論←経済的一体性・求償の循環防止
判例 133（母の監護過失事件）・134（保母の監護過失事件）・135＝百91（同乗妻負傷事件）、最判平成9年9月9日判時1618号63頁（同乗恋人負傷事件）
- ・好意同乗型については強い批判がある

5 故意不法行為に対する過失相殺の可否

- ・損害軽減義務が被害者にも課せられるか
例 喧嘩や挑発、いわゆる取引的不法行為（詐欺・不当勧誘：若干問題有）

6 過失相殺の周旁的適用問題

(1) 一部請求と過失相殺

- ・過失相殺後の残額についての一部請求と解し、全部請求で認容される範囲では、割合

減額をしない

(2) 損益相殺と過失相殺

- ・控除後過失相殺説 vs 過失相殺後控除説

判例 139 (過失相殺後控除判決。反対意見有)

(3) 共同不法行為の場合の過失相殺

判例 163 (交通被害時硬膜外血腫死事件：相対的処理)

最判平成15年7月11日民集57巻7号815頁 (絶対的過失割合認定判決)

7 過失相殺の類推適用

(1) 無償行為者の責任軽減

(2) 被害者の素因

(a) 心因的素因

判例 136 (むち打ち神経症事件)、133=百77 (交通事故被害者うつ病自殺事件)

(b) 病的素因や加齢的素因

判例 最判平成4年6月25日民集46巻4号400頁 (CO中毒運転手事故死事件)

素因不斟酌説：被害者の行動の自由と「あるがまま」理論

(c) 特異な体格や体質

判例 137=百92 (長い首事件)

最判平成12年3月24日民集54巻3号1155頁 (電通事件：通常想定される範囲内の性格とうつ病による自殺)

(3) 自然力の競合

判例 名古屋高判99年11月20日高民集27巻6号395頁 (飛驒川バス転落事件)